

「最初の一滴」から波及する日本一ブランド観光推進事業委託業務 仕様書

1. 事業の目的・概要

重要伝統的建造物群保存地区と醤油発祥の地という湯浅町ならではの観光資源「最初の一滴」の観光事業を促進するため、エリアマネジメント調査・分析を踏まえて、持続可能な湯浅町にしかない醤油観光の実現及び、経済効果の好循環を生み出し湯浅町の観光促進の最大化を目的とした実証・広報事業を行う。また本業務は、湯浅町の総合戦略に位置づけられた事業であり、日本一ブランド「最初の一滴」に重点をおくものとする。

2. 委託期間

契約締結日から令和2年3月31日迄

3. 委託金額の上限

- (1) 湯浅ならではの体験型観光コンテンツ実現に向けた実証・広報事業
1,700万円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (2) 周遊ルートにおける継続的な体験型観光の実現に向けたエリアマネジメント調査事業
300万円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4. 委託内容

- (1) 湯浅ならではの体験型観光コンテンツ実現に向けた実証・広報事業
 - (ア) 本町が過去実施してきた事業の効果、課題等の調査分析、それを踏まえた醤油観光の展開に向けた構想策定の実施。
 - (イ) まち全体醤油博物館構想発信に向け主にマスコミや観光事業者、料理人をターゲットとした本町が指定するビジネスフェアに参加し、地域経済効果を生み出す取り組みを行う。
 - (ウ) 本町への観光誘致に向け、交通アクセスがよく、日帰りも可能な京阪神を主なターゲットにしたプロモーション活動を実施する。
- (2) 周遊ルートにおける継続的な体験型観光の実現に向けたエリアマネジメント調査事業
 - (ア) 湯浅町長期総合計画に位置づけられている住民自らがまちづくりに参加し行政と一体となった活動をする為、BIDの導入に向けて検討・内容を深化させる。また有効的に発展させる活動計画検討委員会を、湯浅町及び有識者との検討会議を実施するものとする。

5. 業務の進め方

- (1) 本委託業務は、本仕様書によるほか、関係法令に準拠して実施するものとする。
- (2) 業務の実施にあたっては、逐次、本町と協議を行い、本町監督員の指示により業務を進め、業務の結果については速やかに報告を行うこと。

6. 留意事項

- (1) 業務上受託者の不注意や不備により生じた全ての費用は、受託者の負担とする。
- (2) 本仕様書に疑義がある場合は、本町監督員の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、本監督員と受託者が協議のうえ決定する。

7. 業務完了後の提出資料

- (1) 完了通知書
- (2) 納品書
- (3) 請求書
- (4) 実施報告書
- (5) その他本町監督員が必要と認める書類

8. その他

受託者は、業務完了後、成果品に不備があった場合、本町の指示により受託者の負担において直ちに再調査等を行い、その誤りを訂正するものとする。